



平成29年3月期の決算業務もヤマを越え、落ち着いてきた方も多いのではないのでしょうか？  
5月の初夏の過ごしやすさを越えて、だいぶ暑い日も多くなってまいりました。  
体調に気を付けて、元気に頑張りましょう。

### I. 最新情報（2017年4月1日～2017年4月30日）

#### 1. 一般会計（会計制度委員会）

特になし

#### 2. IFRS 関係（会計制度委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2017年 4月12日	意見	IASB 公開草案 「IFRS 基準の 年次改善 2015-2017 年サイクル」に 対する意見につ いて	平成29年1月12日に国際会計基準審議会（IASB）から、公開草案「IFRS 基準の年次改善 2015-2017年サイクル」が公表され、意見が求められました。日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、当該公開草案に対するコメントを取りまとめ、平成29年4月12日付けで提出いたしましたのでお知らせいたします。	—

#### 3. 学校法人会計（学校法人委員会）

特になし

4. 非営利・公会計（非営利法人委員会、公会計委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2017年 4月27日	研 究 報 告	非営利法人委員会 研究報告第32号「会計監査人非設置の社会福祉法人における財務会計に関する内部統制の向上に対する支援業務」の公表について	<p>日本公認会計士協会（非営利法人委員会）は、平成29年3月15日に開催された常務理事会の承認を受けて、非営利法人委員会研究報告第32号「会計監査人非設置の社会福祉法人における財務会計に関する内部統制の向上に対する支援業務」を、平成29年4月27日付けで公表いたしましたので、お知らせします。</p> <p>平成28年3月の社会福祉法の改正により、一定規模を超える社会福祉法人は、会計監査人を設置し、公認会計士又は監査法人による監査を受けることが義務付けられました。その一方で、社会福祉法人は社会福祉事業の主たる担い手であり、会計監査人の設置が義務付けられないとしても、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図ることが求められています。</p> <p>本研究報告は、会員が会計監査人を設置していない社会福祉法人に対して、内部統制の向上に対する支援業務を行う際に留意すべき事項等について検討をした結果を取りまとめたものです。</p> <p>また、公認会計士が行う内部統制の向上に対する支援を始めとした各種業務と、所轄庁（社会福祉法人を直接指導・監督する地方自治体等）が行う指導監査との関係については、厚生労働省の発出した通知「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成29年4月27日、局長連名通知）、「会計監査及び専門家による支援等について」（平成29年4月27日、課長通知）をご確認ください。</p> <p>公認会計士が社会福祉法人に対して行い得る業務の中での本業務の位置付けについては、添付の「参考資料」において図を用いて整理いたしましたので、適宜ご確認ください。</p>	—

<p>2017年4月 27日</p>	<p>実務 指針</p>	<p>非営利法人委員会実務指針第40号『社会福祉法人の計算書類に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例』及び「公開草案に対するコメントの概要及び対応」の公表について</p>	<p>日本公認会計士協会（非営利法人委員会）は、平成29年3月15日に開催された常務理事会の承認を受けて、非営利法人委員会実務指針第40号「社会福祉法人の計算書類に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」を、平成29年4月27日付けで公表いたしましたので、お知らせします。</p> <p>本実務指針は、平成28年3月の社会福祉法の改正により、一定規模を超える社会福祉法人は、会計監査人を設置し、公認会計士又は監査法人による監査を受けることが義務付けられたことを受けて、会員が社会福祉法に基づく監査を行うに当たっての留意点について検討を行い、取りまとめたものです。</p> <p>今般の社会福祉法人制度改革では、先に公表しております、会長声明「非営利法人への公認会計士監査の導入に当たって」（平成28年10月13日）や、非営利担当役員連名の「社会福祉法人への公認会計士監査の導入に当たって」（平成28年12月16日）において記載されているとおり、我々公認会計士には、監査を通じて計算書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することが第一に求められていますが、結果として社会福祉法人におけるガバナンスの強化や経営の透明性の向上等の経営力強化に資することが期待されています。</p> <p>また、公認会計士が行う会計監査業務と、所轄庁（社会福祉法人を直接指導・監督する地方自治体等）が行う指導監査との関係については、厚生労働省の発出した通知「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成29年4月27日、局長連名通知）、「会計監査及び専門家による支援等について」（平成29年4月27日、課長通知）をご確認ください。</p> <p>なお、今般の社会福祉法人制度改革においては、社会福祉協議会等に特有の会計処理等について、今後も関係する通知等が発出されることが想定されます。これらの通知等を踏まえ、本実務指針についても、適宜必要な見</p>	<p>—</p>
------------------------	------------------	---	--	----------

			直しを行うことを予定しております。	
			本実務指針の取りまとめに当たっては、平成 29 年 1 月 30 日から平成 29 年 3 月 2 日までの間、草案を公開し、広く意見を求めました。公開草案に寄せられた主なコメントの概要とその対応も併せて公表いたします。	

## 5. IT 関係 (IT 委員会)

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2017年 4月26日	公開 草案	「IT委員会実務指針第7号「受託業務のセキュリティ、可用性、処理のインテグリティ、機密保持及びプライバシーに係る内部統制の保証報告書」及び「IT委員会研究報告第45号「IT委員会実務指針第7号「受託業務のセキュリティ、可用性、処理のインテグリティ、機密保持及びプライバシーに係る内部統制の保証報告書」の実施上の留意点」の改正について	<p>日本公認会計士協会（IT委員会）では、平成 29 年 4 月 12 日に開催されました常務理事会の承認を受けて、「IT委員会実務指針第7号「受託業務のセキュリティ、可用性、処理のインテグリティ、機密保持及びプライバシーに係る内部統制の保証報告書」及びIT委員会研究報告第45号「IT委員会実務指針第7号「受託業務のセキュリティ、可用性、処理のインテグリティ、機密保持及びプライバシーに係る内部統制の保証報告書」の実施上の留意点」の改正について」を4月26日付けで公表しましたのでお知らせします。</p> <p>本実務指針及び研究報告は、財務報告目的以外の受託業務に係る内部統制を検証し、報告する保証業務に関する実務上の指針を提供するものです。</p> <p>今般の改正では、2016年3月に、米国公認会計士協会（AICPA）から2016年版の Trust Service Principle Criteria（TSPC）が公表されたことを受け、付録4の「原則と規準」の見直しを行うとともに、これまで独立の規準とされてきたプライバシーの原則と規準について、その他の4つの原則と規準と同様に、共通規準と追加規準の構成に変更しました。</p> <p>本改正の取りまとめに当たっては、平成 29 年 2 月 28 日から 3 月 28 日までの間、草案を公開し、広く意見を求めましたが、ご意見は寄せられませんでした。</p>	—

## 6. その他

特になし

## II. 連絡広場

### ワンポイントメッセージ

#### 【監査法人のガバナンスコード】

東芝の不適切会計の問題を契機として、公認会計士監査についても、その品質の向上に向けた取り組みが強化されてきております。

平成29年3月31日に金融庁は、「監査法人のガバナンス・コードに関する有識者検討会」が取りまとめた「監査法人の組織的な運営に関する原則（監査法人のガバナンス・コード）」を公表いたしました。

この原則は組織としての監査の品質の確保に向けた5つの原則とそれを適切に履行するための指針から成っています。

今回は、この原則の内容を確認したいと思います。

#### ①適用対象となる監査法人

本原則は、大手上場企業等の監査を担い、多くの構成員から成る大手監査法人における組織的な運営の姿を念頭に策定されています（「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）を採用した監査法人のリストには、大手12監査法人が記載されている）。

その上で、それ以外の監査法人において自発的に適用されることも妨げるものではないとされています。

その上で、大手監査法人をはじめとする各監査法人が、本原則をいかに実践し、実効的な組織運営を実現するかについては、それぞれの特性等を踏まえた自律的な対応が求められるところであり、本原則の適用については、コンプライ・オア・エクスプレイン（原則を実施するか、実施しない場合には、その理由を説明する）の手法によることが想定されています。

#### ②原則の内容

今回作成された原則は下記のとおりです。

##### 【監査法人が果たすべき役割】

原則1：監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。

##### 【組織体制】

原則2 監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。

原則3 監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。

#### 【業務運営】

原則4 監査法人は、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。

#### 【透明性の確保】

原則5 監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。

それぞれについての考え方や詳細な指針については、省略いたしますが、この5原則を前提に、各監査法人において、会計監査を巡る状況の変化や会計監査に対する社会の期待を踏まえて、それぞれの発意により、実効的な組織運営の実現のための改革が進められていくことが求められています。

#### ③公認会計士協会から公表された会長声明

この監査法人のガバナンス・コードの公表をうけて、同日に公認会計士協会の会長声明が公表されています。この声明では、公認会計士協会として、今後も公認会計士監査の充実・強化に向けた様々な施策を実施し、監査の信頼性確保に全力を挙げて取り組んでいくことが表明されております。

#### ④おわりに

会長声明においては、「本原則を適用しない監査法人においても、それぞれの特性等を踏まえた最も適切と考える方法にて、監査品質の維持向上及び継続的改善を重視する組織文化の醸成と透明性の向上に努め、実効的な組織運営を実現することが期待されていると理解しています。」とあります。当法人といたしましても、今後も監査の品質向上に努めてまいりたいと思います。

以上

#### 【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703